

平成30年度第5回事業承継セミナー開催！

～税理士・坂本幹雄氏が「税と相続の専門家から見た事業承継のポイント」、
司法書士・木之下清一氏が「家業・事業を引き継ぐ際の留意点を新しい民法(相続)を含めて解説」について講演～

大阪府中小企業団体中央会は12月13日(木)、シティプラザ大阪において「平成30年度第5回事業承継セミナー」を開催しました。参加者は31名でした。

まず第1部、講演のテーマは「税と相続の専門家から見た事業承継のポイント」、講師は税理士の坂本幹雄氏。



坂本 幹雄氏

坂本氏は、まず冒頭で事業承継に関する現状と課題について述べ、その後、今回の講演用に作成したレジュメに基づき、①事業承継の方法、②事業承継の基本的な流れ、③贈与税の納税猶予制度、④相続税の納税猶予制度について、⑤特例承認計画、⑥実績報告等のそれぞれの項目につき、詳しく説明されました。



木之下 清一氏

続いて第2部、講演のテーマは「家業・事業を引き継ぐ際の留意点を新しい民法(相続)を含めて解説」、講師は司法書士の木之下清一氏。

木之下氏は、今回の講演用に作成したレジュメに基づき、「事業承継における遺留分の問題」として、①遺留分とは、②遺留分の算定の基礎となる財産の範囲、③遺留分の減殺請求、④遺留分に関する民法の特例～「除外合意」と「固定合意」、⑤特例適用のための手続きの流れと要件等のそれぞれの項目について、詳しく説明されました。また、平成30年7月に改正された民法(相続法)について、①配偶者短期居住権、②配偶者居住権、③自筆証書遺言の方式緩和、④遺留分制度の見直し、⑤相続の効力等の見直しなどを分かりやすく解説されました。

今回の講演では、新しい事業承継税制(贈与税並びに相続税の納税猶予)を適用するにあたり必要となる「民法特例」や「改正相続法」について、税理士と司法書士の立場から詳しく説明が行われ、参加者にとって大変参考となる内容のものでした。終了後のアンケートにも、「事業承継についての理解が深まりました」、「税法、民法の両方から幅広く説明頂き参考になりました」、「今後考えるべき問題であることを実感しました」等々の感想が寄せられ、盛況の内に第5回セミナーは終了いたしました。

事業承継については、大阪府が5月に「事業承継ネットワーク」を立ち上げ、経営者の皆様のお役に立つご支援をさせていただくこととなっており、大阪府中央会もそのネットワークの一員として、



今回のような「気づき」の機会となるようなセミナーを実施してまいりたいと考えております。お時間の都合がございましたら、是非、次回以降も多数ご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。